

知多市放課後子ども総合プラン運営事業委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月  
知 多 市

## 目 次

1	趣旨	1
2	業務概要	1
	(1) 業務名称	1
	(2) 履行場所	1
	(3) 業務期間	2
	(4) 業務内容	2
	(5) 提案上限額	2
3	プロポーザルの概要	3
	(1) プロポーザルの名称	3
	(2) プロポーザルの方法	3
	(3) 参加資格	3
4	実施要領等の公開及び技術提案書の提出等	3
	(1) 実施要領等の公開	3
	(2) 参加申出	4
	(3) 質問の提出及び回答	4
	(4) 参加資格の確認	5
	(5) 技術提案書の提出	5
5	参加辞退	8
	(1) 提出期限	8
	(2) 提出方法	8
6	事業者の選定	8
	(1) 審査会（予定）	8
	(2) 審査方法	9
	(3) 優先交渉権者の決定	9
	(4) 結果通知及び公表	9
7	選定スケジュール	9
8	その他	10
9	問合せ・提出先	11

## 知多市放課後子ども総合プラン運営事業委託公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この要領は、放課後子ども総合プラン運営事業を企画し安定的に行うことができる事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めたものです。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名称

知多市放課後子ども総合プラン運営事業委託（以下「本委託業務」という。）

#### (2) 履行場所

##### ア 児童クラブ

各学区児童クラブ	所在地	予定教室等
八幡 放課後児童クラブ	八幡字里之前84番地 (八幡小学校内)	余裕教室
つつじが丘 放課後児童クラブ	つつじが丘4丁目26番地 (つつじが丘小学校内)	敷地内 専用施設
佐布里 放課後児童クラブ	佐布里字五明26番地 (佐布里小学校内)	余裕教室
新知 放課後児童クラブ	新知字廻間1番地 (新知小学校内)	敷地内 専用施設
岡田 放課後児童クラブ	岡田字段戸坊2番地 (岡田小学校内)	余裕教室
旭北 放課後児童クラブ	日長字白山50番地 (旭北小学校内)	余裕教室
旭南 放課後児童クラブ	金沢字向山1番地 (旭南小学校内)	余裕教室
旭東 放課後児童クラブ	大興寺字広目10番地 (旭東小学校内)	余裕教室
南粕谷 放課後児童クラブ	南粕谷本町3丁目77番地 (南粕谷小学校内)	余裕教室
新田 放課後児童クラブ	八幡字鍋山65番地 (新田小学校内)	余裕教室

イ 子ども教室

各学区子ども教室	所在地	予定教室等
八幡 放課後子ども教室	八幡字左り脇169番地	地区集会所
つつじが丘 放課後子ども教室	つつじが丘4丁目26番地 (つつじが丘小学校内)	余裕教室
佐布里 放課後子ども教室	佐布里字五明26番地 (佐布里小学校内)	余裕教室
新知 放課後子ども教室	新知字廻間1番地 (新知小学校内)	余裕教室
岡田 放課後子ども教室	岡田字段戸坊2番地 (岡田小学校内)	余裕教室
旭北 放課後子ども教室	日長字白山50番地 (旭北小学校内)	余裕教室
旭南 放課後子ども教室	金沢字向山1番地 (旭南小学校内)	特別教室
旭東 放課後子ども教室	大興寺字広目10番地 (旭東小学校内)	余裕教室
南粕谷 放課後子ども教室	南粕谷本町3丁目77番地 (南粕谷小学校内)	余裕教室
新田 放課後子ども教室	八幡字鍋山65番地 (新田小学校内)	余裕教室

(3) 業務期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

※ 契約締結日の翌日から令和8年3月31日までは準備期間とする。

(4) 業務内容

知多市放課後子ども総合プラン運営事業委託仕様書（別紙1。以下「仕様書」という。）のとおり

(5) 提案上限額

1,355,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 放課後児童クラブ運営事業分及び放課後子ども教室運営事業分の合計額

### 3 プロポーザルの概要

#### (1) プロポーザルの名称

知多市放課後子ども総合プラン運営事業委託公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

#### (2) プロポーザルの方法

公募型プロポーザル方式

#### (3) 参加資格

次の要件を全て満たす事業者とする。

ア 愛知県内に本店、支店又は営業所を有していること。

イ 放課後児童クラブ又は放課後子ども教室の運営について、令和3年度以降における複数の自治体の受託実績があり、業務を確実に遂行できる知識、経験が豊富な人材を有すること。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていない、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

エ プロポーザル参加申出書の提出日現在において、知多市建設工事等の入札参加資格及び格付の審査等に関する要領（令和6年4月1日施行）第8条第2項に基づく有資格者名簿に登録されていること。同資格者名簿に登録されていない場合は、プロポーザル参加申出書提出期限までに同入札参加資格申請を行うこと。

オ 地方自治法施行令第167条の4第1項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。

カ 知多市指名停止及び指名見合せ取扱要領による指名停止等を受けていないこと。

※ 共同企業体の場合、代表企業は全ての要件を満たすこと（イの要件は、代表企業以外の企業のうち1社以上が満たせば、代表企業が要件を満たしたこととみなす。）。

代表企業以外の企業は、ウからカまでの要件を満たすこと。

### 4 実施要領等の公開及び技術提案書の提出等

#### (1) 実施要領等の公開

令和7年5月20日（火）

## (2) 参加申出

ア 提出期限 令和7年6月6日（金）正午（必着）

イ 提出先 「9 問合せ・提出先」

ウ 提出方法 持参、郵送（書留）又は電子メール

※ 電子メール及び郵送の場合は、必ず到着の有無を電話で確認すること。

エ 提出書類 次の書類について、正本1部、副本9部を提出すること。

(ア) 公募型プロポーザル方式参加申出書（知多市プロポーザル方式実施要領第3号様式）

(イ) 事業者概要（様式1）

(ウ) 業務実績表（様式2）

(エ) 会社案内等の資料（パンフレット等）

(オ) 本市の入札参加資格を有していない者は、併せて次の書類を提出すること。

・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（応募申込日前3か月以内に発行のもの）

・国税（その3の3）及び都道府県税（法人住民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割）の納税証明書（未納の税額のないこと用）（令和6年4月1日以降に交付された直近のもの）又は納税義務がない旨の理由を記した申出書

※ 知多市税の納税状況は、本市にて確認するため、知多市税の納税証明書の提出は不要とする。

※ 共同企業体の場合、代表企業は全ての書類を作成すること、代表企業以外の企業は(イ)から(オ)までの書類を、共同企業体を構成している事業者ごとに作成すること。

※ 共同企業体の場合、代表企業は、共同企業体協定書の写し等の事業者同士の関係性を証明するものを添付すること。

## (3) 質問の提出及び回答

質問事項がある場合は、次のとおり受け付ける。ただし、簡易なものは電話等にて対応する。

ア 提出期限 第1回目：令和7年5月30日（金）正午まで

第2回目：令和7年6月20日（金）正午まで

イ 提出先 「9 問合せ・提出先」

ウ 提出方法 質問書（様式6）を、電子メールにて提出すること。

※ 受信メールを確認後、受付完了メールを送信する。

エ 回答 次の日程で回答を行う。

(ア) 第1回目は、令和7年6月5日（木）までに、質問内容及び回答をホームページに公表する。

(イ) 第2回目は、令和7年6月27日（金）までに、参加辞退を申出た者を除くすべての者に対し回答する。

#### (4) 参加資格の確認

提出された参加申出書の確認を行い、参加資格の結果について次のとおり通知する。

併せて、参加資格要件を有する者に技術提案書の提出を要請する。

通知予定日 令和7年6月11日（水）

#### (5) 技術提案書の提出

ア 提出期間 令和7年6月11日（水）～令和7年7月4日（金）午後4時

イ 提出先 「9 問合せ・提出先」

ウ 提出方法 持参又は郵送（期間内必着）

エ 提出書類 次の書類について、正本1部、副本9部を提出すること。

(ア) 技術提案書（表紙）（様式3）

(イ) 提案書（任意様式）

提案書には次の事項について、具体的にA4判20頁以内で記載すること。

a 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の運営に係る共通事項

(a) 放課後子ども総合プラン及び本委託業務に対する基本方針について記載すること。

(b) 指導員等の採用方法について示すこと。また、指導員等に欠員が生じた場合の対策について示すこと。

(c) 指導員等の育成や研修の内容について記載すること。

- (d) 指導員等に対する相談窓口（業務上の相談のほか、ハラスメントや健康相談等を含む。）の設置等の人事管理の体制について記載すること。
- (e) 利用者からの苦情や要望への対応方法について記載すること。
- (f) 事故や急病時の対応方法について記載すること。児童の傷害保険の加入事務処理（契約、保険料徴収及び保険金請求等）まで加味した対応の提案を期待する。なお、令和7年度の児童の傷害保険における掛金及び補償内容については次のとおり。

- ・年間掛金 800円（1人当たり）
- ・傷害保険金額
  - 死亡 3,000万円
  - 後遺障害 4,500万円
  - 入院日額 4,000円（180日限度）
  - 通院日額 1,500円（30日限度）
- ・賠償責任保険 5億円

- (g) 災害時や不審者等の緊急時における対応方法について記載すること。
- (h) 障がい等の特別な配慮を必要とする児童に対する対応方針や安心して利用できる体制の構築について記載すること。
- (i) 児童間で生じるトラブルの未然防止の取組や、いじめや児童虐待の可能性のある事案を発見した際の対応方法について記載すること。
- (j) 保護者、学校、地域、市との連携についての考え方や取組案について記載すること。

b 放課後児童クラブの運営に関する事項

- (a) 放課後児童クラブの指導員等の配置人数及び各職種の給料体系について記載すること。
- (b) 活動内容について魅力ある事業を提案し記載すること。また、活動中における怪我、熱中症及び事故等の予防策について記載すること。
- (c) 放課後児童クラブの運営について、その他独自の取組があれば記載すること。長期休暇における昼食等の斡旋やICT機器等を利用した連絡手段等の利

用者の利便性向上に向けた取組の提案を期待する。なお、昼食等の斡旋の提案を行う場合は、食品の衛生管理について記載すること。

c 放課後子ども教室の運営に関する事項

(a) 放課後子ども教室の指導員等の配置人数及び各職種の給料体系について記載すること。

(b) 活動内容について魅力ある事業を提案し記載すること。

(c) 放課後子ども教室の運営について、その他独自の取組があれば記載すること。ICT機器等を利用した連絡手段等、利用者の利便性向上に向けた取組の提案を期待する。

(ウ) 業務実施体制表（様式4）

本委託事業を実施する上での組織や人員体制について、統括的な体制のほか、個別事業ごとの体制についても記載すること。

(エ) スケジュール（任意様式）

本委託業務の遂行に係る準備期間のスケジュール並びに放課後児童クラブ及び放課後子ども教室それぞれの標準的な年間スケジュールを提出すること。

(オ) 提案価格書（様式5）

- ・ 提案価格は市からの委託料想定額を記載すること。
- ・ 消費税及び地方消費税は、放課後児童クラブ事業は非課税、放課後子ども教室事業は課税として算出すること。
- ・ 放課後児童クラブ事業及び放課後子ども教室事業について、それぞれ年度ごとに詳しい収支内訳書（任意様式）を作成し添付すること。
- ・ 委託料以外に事業者提案によるその他収入を確保する場合には、その他収入を含めて記載すること。

※ その他収入として、企業等からの協賛等を受ける場合は、事前に市と協議すること。なお、本委託業務の趣旨を損なう恐れのあるものは認めない。

オ 任意様式について

任意様式は、「A4判、長辺綴じ(左)、片面印刷」とする。ただし、スケジュールについては、「A3判（A4判に3つ折）、横書き、短辺綴じ(左)、片面印刷」を可

とする。

#### カ 提出書類の取扱い

##### (ア) 著作権・書類の公表

提出された書類の著作権は参加事業者に帰属する。参加事業者に無断で本委託業務の受注者選定以外の目的には使用しない。ただし、知多市情報公開条例等の法令に基づき公表する場合がある。

##### (イ) 提出書類の返却、追加等

提出された書類は返却しない。また、提出期限以降の参加申込み、提出期限以降の差替え、追加、再提出は認めない。

#### 5 参加辞退

参加申出書提出後に辞退する場合は、参加辞退書（様式7）を提出すること。なお、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。

##### (1) 提出期限

令和7年7月1日（火）午後4時（必着）

##### (2) 提出方法

「9 問合せ・提出先」宛てに電子メール、郵送又は持参にて提出すること。

※ 電子メール及び郵送の場合は、必ず到達の有無を電話で確認すること。

#### 6 事業者の選定

知多市放課後子ども総合プラン運営事業委託業者選定委員会を設置し、知多市放課後子ども総合プラン運営事業委託公募型プロポーザル評価基準（別紙3。以下「評価基準」という。）に基づき審査を行い、最優秀提案者を選定する。

##### (1) 審査会（予定）

ア 日 程 令和7年7月14日（月）

イ 参加人数 5人以内（共同企業体の場合は、代表企業の担当者を含むこと。）

##### ウ 実施方法

(ア) プレゼンテーションの順番は、技術提案書の受付順とする。

(イ) プレゼンテーションは、提出された技術提案書等を使用して行うこと。

(ウ) プレゼンテーション（20分以内）を行い、続けて審査委員からの質疑に応答す

ること。1者45分以内（入退室を含む。）とする。

※ 準備撤収時間10分程度、技術提案説明等20分以内、質疑応答15分程度

## (2) 審査方法

選定委員会は、技術提案書及び審査会の内容について、評価基準で定める審査項目に基づき審査し、審査順位が第1位の者を最優秀提案者として選定する。

## (3) 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最優秀提案者を優先交渉権者として決定する。

## (4) 結果通知及び公表

審査結果の通知は、提案書を提出した業者に対し、書面により行う。通知内容は、審査結果、合計点数、最優秀提案者の合計点数、非特定の場合は非特定理由とする。

審査結果の公表は、最優秀提案者となった事業者の名称のみを市ホームページへ掲載する。なお、審査及び選定の経過や結果等に対する問い合わせや異議申し立ては受け付けない。

## 7 選定スケジュール

項 目	日 程
公募の公表	5月20日（火）
質問書の提出期限（1回目）	5月30日（金）正午
質問書の回答期限（1回目）	6月 5日（木）
参加申出書の提出期限	6月 6日（金）正午
参加資格要件の確認結果通知	6月11日（水）
技術提案書の受付開始	6月11日（水）
質問書の提出期限（2回目）	6月20日（金）正午
質問書の回答期限（2回目）	6月27日（金）
参加辞退届の提出期限	7月 1日（火）午後4時
技術提案書の提出期限	7月 4日（金）午後4時
審査会（プレゼンテーション）	7月14日（月）※予定
審査結果の通知	7月22日（火）※予定
協議	7月22日（火）以降
契約締結	9月 1日（月）※予定

## 8 その他

- (1) 本実施要領等に定める条件等に同意の上、参加すること。
- (2) 事業者は、本実施要領等の内容及び決定事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 本実施要領等全ての関連資料、書類様式等については、本プロポーザルにおける提案目的以外の使用、複製及び転載を禁止する。
- (4) 技術提案書等の作成経費や旅費等のプロポーザルへの参加に要する必要経費は、全て事業者の負担とする。
- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象になっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て事業者が負うものとする。
- (6) 提出書類等は、審査に必要な範囲において、無償で複製することができるものとする。
- (7) 提出書類等は、知多市情報公開条例（平成12年知多市条例第41号）に基づく情報公開請求の対象となり、条例第6条に規定する不開示情報を除き、公開する場合がある。なお、本プロポーザルの最優秀提案者の決定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後開示とする。
- (8) 提出書類等の作成に用いる用語、通貨、時間及び単位の表記は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、説明文は平易な表現を心がけること。
- (9) 提出された書類は、いかなる理由があっても返却しない。
- (10) 本市と優先交渉権者は、提出された技術提案書を参考に協議を行い、仕様書確定後に改めて見積書を徴収し契約を締結する。なお、協議の結果、合意に達しない場合は、次点の参加事業者から順に協議を行う。
- (11) 契約締結までの間に受託候補者が、次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、失格とする。
  - ア 定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
  - イ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部に記載がない場合

ウ 提案内容に虚偽がある場合

エ 提案価格が、「第2 業務概要」で定める提案上限額を超過する場合

オ プロポーザルに応募しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係がある場合

カ その他、信義に反する行為等があった場合

## 9 問合せ・提出先

知多市子ども若者支援課 子ども・女性支援チーム（知多市役所1階）

〒478-8601 愛知県知多市緑町1番地

電話：0562-36-2656（直通）

FAX：0562-32-8844（子ども若者支援課宛）

電子メール：[kodomo@city.chita.lg.jp](mailto:kodomo@city.chita.lg.jp)

※ 問合せ及び書類の持参は、平日の午前9時から正午までと午後1時から午後4時までとする。

※ 書類提出の際は、持参又は郵送する場合は事前に、電子メールの場合は送信後に電話にてその旨を連絡すること。